

妊婦のための支援給付 もうすぐ3^{みや}8^っ子^こ応援事業



安心して出産・子育てができるよう、妊娠中から子育て期まで一貫して身近に相談等に
 応じる「妊婦等包括相談支援」と、経済的支援である「妊婦のための支援給付」を併
 せて行います。

▶ 給付の流れ



／ ✨ 宇都宮市独自！ ✨ \

▶ 対象者

「医師の診断による胎児心拍の確認」を受けた宇都宮市の妊婦

▶ 申請方法

	種類	申請方法
①	妊婦支援給付金(1回目)	妊娠届出時の面接後に配付する申請書にご記入いただき提出してください。
②	もうすぐ ^{みや} 38 ^っ 子 ^こ 応援金	「もうすぐ38 ^{みや} っ子 ^こ 面接のお知らせ」とあわせて郵送する申請書にご記入いただき、もうすぐ38 ^{みや} っ子 ^こ 面接の際に提出してください。
③	妊婦支援給付金(2回目)	「こんにちは赤ちゃん訪問」時に配付する申請書にご記入いただき返信用封筒で郵送してください。

▶ 振込予定日

宇都宮市役所に申請書が届いた月の翌月末に振り込まれます。

※申請前にご確認ください。

- ・妊婦支援給付金は、妊婦が医療機関を受診し、医師による胎児心拍の確認を受けることを支給条件とします。
- ・他の市区町村において「妊婦のための支援給付」に類する給付を受けている場合は、宇都宮市の給付金を受給することはできません。宇都宮市、もしくは他の市区町村どちらか一方のみの受給となります。

妊婦のための支援給付 Q & A

Q1 支給要件に所得制限はありますか。

A1 所得制限はありません。

Q2 妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給対象者は誰ですか。

A2 妊婦支援給付金（1回目・2回目）は、医師による胎児心拍の確認を受けた妊婦を支給対象としています。

（令和6年度以前に給付していた「うつのみや子育て応援金」は、父親・里親等を含む、お子さんを養育する方お一人を支給対象としていましたが、令和7年度以降の「妊婦支援給付金」では、対象者になりませんのでご注意ください。）

Q3 双子を妊娠・出産しました。妊婦支援給付金はいくら受け取ることができますか。

A3 妊婦支援給付金（1回目）は、妊婦1人当たり一律5万円の支給となります。妊婦支援給付金（2回目）は、妊娠したお子さんの人数×5万円を支給します。したがって双子の場合は、合わせて15万円を受け取ることができます。

Q4 流産・死産となった場合や、出生後亡くなった場合は、妊婦支援給付金の対象となりますか。

A4 流産・死産された場合や、出生後亡くなった場合などでも、医師の診断により妊娠の事実が確認できている場合は、対象となります。また、出生後亡くなった場合も、対象となります。

Q5 宇都宮市に住民票がありますが、里帰り先で助産師等による訪問面談を受けました。この場合、宇都宮市・里帰り先のどちらへ申請をすればいいですか。

A5 住民票がある宇都宮市に申請してください。
なお、申請期限がありますので、お早めに申請をお願いいたします。

（お問合せ先）
宇都宮市役所 子ども支援課 すこやか親子グループ
住所：〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL：028-632-2388
（受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15）